

会 議 録

内容承認 ト田会長 永野副会長	公開・ 非公開	会議録の 作成方法	<開催日>令和8年2月9日(月) <時 間>10:00~11:00 まで <場 所>											
<傍聴人数> 8名	公開	要点 記録	市役所新館4階 第1委員会室											
<名称> 第4回 岸和田市立幼稚園閉園基準等検討審議会														
<出席者> ◇岸和田市立幼稚園閉園基準等検討審議会委員 (○出席、■欠席)														
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">金崎</td> <td style="padding: 5px;">河合</td> <td style="padding: 5px;">ト田</td> <td style="padding: 5px;">杉原</td> <td style="padding: 5px;">永野</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">■</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> </tr> </table>					金崎	河合	ト田	杉原	永野	○	○	○	■	○
金崎	河合	ト田	杉原	永野										
○	○	○	■	○										
◇事務局 大下教育長、山田教育総務部長、長岡学校教育部長、柿花総務課長、 二宮総務課参事、松本人権教育課長、拝崎こども園推進課長、 小野幼稚園長会長、池住小学校長会会長														
<議題等> 1 議事 (1) 前回の振り返り 園児数と就園率の推移・未就学児の人口推計 (2) 答申案の確認 (3) 課題点の再整理 2 その他														
<概要> ■議事(1)～(3)について事務局から説明 ■事務局の説明を受け、質疑・意見交換														

■議事（１）～（３）

【ト田会長】

前は、第1回から重ねてきました議論をもとに、答申の策定にむけて、幼稚園に必要な集団規模や考慮すべき事項、また課題点について意見交換をさせていただきました。

本日の議事では、前回、委員の皆さまからいただいたご意見をまとめた答申案について確認をお願いしたいと思います。

まず、答申案の審議に入る前に、前回、永野副会長から「園児数の統計資料があれば示してほしい」というご意見をいただいております。

園児数の推移は、答申を考える際の重要な要素となります。議事（１）前回の振り返りとして、資料21の市立幼稚園の4歳児・5歳児の園児数及び就園率の推移と資料22の人口推計4・5歳計をご用意いただきましたので、事務局より説明をお願いします。

（「市立幼稚園の4歳児・5歳児の園児数及び就園率の推移」について事務局説明）
（「人口推計4・5歳計」について事務局説明）

【ト田会長】

説明が終わりました。

資料21では、市立幼稚園の4歳児・5歳児の園児数及び就園率の推移を示していただきました。令和2年度から令和7年度にかけて、全般的に園児数の減少と就園率の低下が確認されました。令和7年度には旭・太田こども園が開設され、令和8年度には春木・大芝こども園が開設される予定です。一定の人数が新たなる開設されるこども園へ移ることも含め、令和8年度にかけても園児数が減少傾向と言える状況です。

また、資料22では、令和11年度までの4・5歳児の圏域ごとの人口推計を示していただきました。第1回の審議会でも資料提供いただきましたが、全国的な動向と同様に、あらためて岸和田市においても少子化が進んでいくことが伺えました。

今の説明に関しまして、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

（特になし）

【ト田会長】

次に、議事（２）に入ります。

資料23の答申案として、委員の皆さまからいただいたご意見を私の方でまとめさせていただきましたので説明させていただきます。

(「答申案」についてト田会長説明)

【ト田会長】

以上のようにまとめました。あくまでも前回までの議論に基づいた、たたき台としてご理解いただきたいと思います。

まず、答申部分の「就学前教育に求められる集団のあり方について」、ここでは幼稚園教育を実施するために必要な集団規模の園児数として10名以上が必要と考えるということについて、ご意見ございませんでしょうか。

【河合委員】

これまで議論してきました公立幼稚園の役割として、子どもが集団行動を身につける場という観点では、日常生活の交流では3人、3グループ程度が必要だと思います。

また、制作を含めた活動において、5人程度のグループで机を1つにして活動していくことを考えると、10名という人数は、これまでの議論に沿った基準になっているものと考えます。

【金崎委員】

先日、私の子どもが通う公立幼稚園で実施された生活発表会を参観しました。5歳児では子どもの役割も分担され、発表会では7人ぐらいで1グループを組み、ストーリーも上手に展開されていました。

一定の集団規模が確保されているからこそ、園児それぞれがいろんな役割をもって実現できたことだと思いますので、基準を検討するにあたっては、発表の場等では1グループ5人程度は必要だとあらためて思いました。

【永野副会長】

在園児が5人未満となる園では転園勧奨も実施されていますが、現在、4歳児・5歳児の在園児数が10人未満である公立幼稚園が複数あり、小規模幼稚園交流事業やその他の事業によって、ほとんど毎日交流を実施する方針ですので、10名という基準は適切だと思います。

【ト田会長】

委員の皆さまから10名という人数規模の基準については、特に異論がないということで承りました。

前回まで、いろいろな議論があり、例えば小学校等との交流は日常になりきれな

いという課題もあり、教育的には日常で 10 人の規模が必要という観点から、最終的な答申につなげていきたいと思います。

次に、「小規模化した市立幼稚園のあり方について」基準の適用の仕方や経過期間について、学校基本調査の基準日である 5 月 1 日を基準に 4 歳児・5 歳児の在園児数の合計が 10 人未満の状態が 3 年続いた場合に適用とすること、また、経過期間として、その決定から閉園までの期間の取扱いについて、答申案を示しました。これについてご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【金崎委員】

保護者としては入園した園で卒園してほしいという思いもあり、3 歳児から通園する場合を踏まえると、3 年という基準は適当であると思います。

【河合委員】

資料 21 の市立幼稚園の 4 歳児・5 歳児の園児数及び就園率の推移や資料 22 の人口推計 4・5 歳計から、子どもは減少傾向にあることが読み取れます。

個別の園や、地域によっては、単年度で見ると子どもの人数が増加している地域もありますが、長い傾向としては、子どもが減少していくということを踏まえると、3 年程度を基準とすることに異論はありません。

一方で、基準日については、確認をしたいことがあります。

公立の幼稚園は 10 月頃に申込があると思いますが、閉園予定がある場合には、それを踏まえた上で保護者が入園手続を行えるような配慮が必要だと思います。5 月 1 日を基準日として差支えございませんか。

【柿花総務課長】

総務課からご説明します。

公立幼稚園では、園児が入園する前年の秋に募集を行っています。

3 歳児は 9 月、4 歳児・5 歳児は 10 月に園児募集を実施していますので、募集の段階で、例えば、10 人未満の状態が続き、翌年度の 5 月 1 日時点の人数においても 10 人未満であった場合、閉園対象の園になる可能性があることがわかっていただけるような案内の仕方ができるように進めたいと考えております。

【河合委員】

例えば、2 年連続で園児数が 10 人未満の場合、3 年目も同様の状況となれば、閉園基準が適用されるという情報提供を合わせて行うことで、保護者が判断できるようになれば良いと思います。

【永野副会長】

資料 21 の市立幼稚園の 4 歳児・5 歳児の園児数及び就園率の推移から、園児数の減少の大きさに驚いているところです。

特に葛城の谷の地域では 3 年連続 10 人未満となっている園が多く、今年度 4 歳児がいない園も実際に何園かありますので、3 年という基準が良いと思います。

【ト田会長】

閉園基準の適用について、3 年は必要だというお話を皆さまからいただきました。入園した園で卒園を保障する必要もあることから、基準は 3 年とする方針で進めていきたいと思います。

また、基準を適用し閉園するまでの期間の扱いについても、このまま進めてよろしいでしょうか。

(委員賛同)

【ト田会長】

それでは、「小規模化した市立幼稚園のあり方」については、答申案を基に整理していきたいと思います。

次に、議事(3)に入ります。

これまでの議論において、委員の皆さまからいただきました公立幼稚園が閉園することにともなう課題について、資料 24 の課題点の取扱いとして、事務局に再度、整理していただきました。事務局から説明をお願いします。

(「課題点の取扱い」について事務局説明)

【ト田会長】

前回、委員の皆さまからいただいた課題点と教育委員会の考え方をご説明いただきました。

本会において、これまで市立幼稚園が閉園することに伴うアクセスの課題や空白地域が生じる可能性を指摘させていただきました。

また、懸念点として、市立幼稚園が減った場合に支援が必要な園児の受入れについて、第 1 回から意見を申し上げてきました。

これらの課題点については、本会への諮問事項とは異なりますが、密接に関連するものですので、附帯意見として加えたいと考えています。これらに関してのご意見や、他に課題と思われることがあれば、共有いただきたいと思います。いかがでしょうか。

【河合委員】

本会では第1回から、支援の必要な子どもへの対応や、アクセスの課題について、議論してきました。ご家庭の事情や地域の事情が異なる中、一律に閉園基準として設けて対応することは、おそらく難しいのではないかと思いますので、個別に事情をくみとりながら行政が対応していく必要があるのではないかと思います。そのため、答申というよりは、ト田会長がおっしゃる通り、附帯意見とすることに特に異論はございません。

1点確認があります。

資料24の課題点の取扱いの1つ目の幼稚園の閉園にともなうアクセスの課題や空白地域への配慮を行うことについて、教育委員会の考え方として、閉園の決定にあたっては、アクセスの課題や認定こども園への整備時期を考慮するとされております。

例えば、幼稚園の閉園が決まった地域については、こども園を早期に整備するという事なのか、教育委員会の認識についてご教示いただけますか。

【大下教育長】

あまりにも小規模化した園では、幼児教育の推進が難しく、閉園の決定をすべきところでは。一方で、周辺に子どもたちが通える教育・保育施設が全てなくなる場合も、大きな課題が生じますので、周辺の状況を注視しながら、閉園の決定を少し見合わせるという判断が必要になります。

なお、幼保再編における認定こども園の整備の考え方では、各圏域原則1園の公立園を整備する方針を立てておりますので、整備の時期を見極めて、閉園の時期も判断していくことになるものと思います。

ただし、こども園の整備につきましても、適地がなければ、すぐには整備できません。加えて、周辺の子どもの人数を含めて、民間園の進出の可能性や、公立園としての整備の必要性についても判断していくこととなります。

そのため、空白地域が生じた場合に、認定こども園がただちに整備されるかどうかといったことを含めて、閉園の判断を考慮していくという趣旨です。

【河合委員】

3年続いたら閉園という基準はあるものの、認定こども園の整備状況も見ながら閉園の決定をしていくという趣旨であると理解しました。

【ト田会長】

基本的には、各圏域において1号認定の子どもが通える公立園がなくなる

ように配慮するという教育委員会のお考えであると理解しましたがいかがでしょうか。

【大下教育長】

基本的な考え方としてはその通りです。加えて、園へのアクセスの状況や、当該地域の方の生活圏も含めて総合的に判断していくことになるものと思います。

【ト田会長】

極めて大事な考え方です。特に、支援の必要な子どもが公立園を選ぶという流れは、とても大きいものと理解しています。民間園では、それぞれの園の設立理念や保育方針に基づいて運営されているため、教育のとらえ方や、行事の進め方の面から保育方針的に支援の必要な子どもが通園しにくい場合があります。

そのため、地域の園で支援の必要な子どもの受入体制が確保されているかどうかについては、非常に大事な観点であると思います。

そのため、支援の必要な子どもの受入れを民間園に広げていくことも大事です。

公立園では多くの受入れにより、経験やノウハウを積み上げているものと思いますので、民間園への継承も進めながら、公立幼稚園の閉園にともなう課題への配慮として柔軟に適用していくことについては、大事な観点になるものと思います。ただし、民間園に広げるだけで十分なのかどうかについては、慎重な判断が必要になるものと思います。

【河合委員】

補足ですが、本会において、基準を示すことも1つの大きな役割であると思います。

判断のバランスについては難しい面があると思います。3年の基準を満たしている一方で、地域性など、一定の配慮が必要な場面も出てくるかと思しますので、最終的には、附帯意見としてバランスを取る必要があるものと思います。

もともとの検討の軸として、子どもの集団行動を確保することが大切な観点であったと思いますので、基準により、原則としては3年というところを見出しつつ、諸事情を考慮する場面も出てくるという理解をいたしました。

【永野副会長】

ただいまの議論について、例えば葛城の谷の地域では、子どもの人数がとても少なくなっています。他の地域の公立幼稚園で、例えば少人数になって10人未満となり閉園する場合は、各地域の中で対応できるものと思います。一方、葛城の谷の地域では、天神山幼稚園においても幼小連携施設として設置されて以降、在園児

数が8人程度の横ばいであるなど、すべての公立幼稚園が閉園基準の適用を受ける在園児数になっており、心配になってくるところです。

旭・太田こども園は設置されていますが、1号認定の受入枠にも限りがありますので、公立園として1号認定の受入枠を維持していけるのかどうか懸念があり、こども園に完全に移行するまでの間に限り、葛城の谷の地域で1つ、公立幼稚園を維持する必要があるのかどうかについては、空白地域への配慮と関連するものと思います。

【ト田会長】

とくに葛城の谷の地域に関しては、公立幼稚園の3園全てが閉園基準に当てはまることとなりますので、公立園としては、旭・太田こども園のみになる可能性があります。

バランスを考えますと、公立幼稚園として統合していく可能性を残す必要があるのではないかとともに思います。いかがでしょうか。

【河合委員】

おっしゃる通り閉園基準は原則として、柔軟に対応できる余地を残していくことも良いと思います。そのため、基準には「原則」という言葉が必要ではないでしょうか。

【金崎委員】

土地勘がないので恐縮ですが、統合をした場合、通園の範囲が広がるのが想定されます。駐車場がない幼稚園では保護者は不便に思っていますし、駐車場がある幼稚園であったとしても、全保護者が車の運転ができるわけでもありませんので、送迎にも課題があると思います。

今年の4月からは、自転車の交通ルールが見直されます。自転車での通園の不安も感じているところです。保護者は、そういったいろいろな不安をお持ちではないでしょうか。

また、もともとは民間園に子どもを通園させたかった保護者から聞いた話ですが、当該園を見学したときに、子どもを受入れてもらえる体制でないように感じ、公立幼稚園を選択することになったのですが、結果として、今は楽しく過ごせているから良かったということを知りました。

民間園による支援の必要な子どもの受入れに対する不安もあるものと思います。

【ト田会長】

アクセスの課題はかなり大きいと思います。現在の取組の例では、バス代の補助

を行っているという説明も前回、事務局からいただいたところです。

一方で、支援の必要な子どもは路線バスに乗ること自体にすごくハードルが高いという場合もありますので、対応について考えていく必要があるかもしれません。

特に、肢体不自由の子どもの場合、通園バスが設置されていても、補助椅子等の装備が必要になり、結局、保護者が送迎している場合もあります。

公立園の再編の検討にあたっては、いろいろな意味で条件的に不利な状況にある子どもに対して、園へのアクセスや、教育を受ける権利をどのように保障していくのか、附帯意見として考えていく必要があるものと思います。

閉園基準の適用時期、空白地域への配慮、又、園へのアクセスについては、大きな課題であると思います。

民間園における支援の必要な子どもの受入れに対して、対策を講じていくことについては、異論のないところであると思います。ただし、その考え方だけで十分なのかどうか思案するところです。

【永野副会長】

民間園それぞれの教育方針に合わずに、公立幼稚園へ転入してこられる現実があることは以前にもお伝えしたとおりです。

また、例えば民間園では入園の人数制限があったとしても、公立幼稚園では制限なく受入れていますので、支援の必要なお子さんを育てている保護者からは、とても安心して通園できるという声を聞いています。

【ト田会長】

委員の皆さまからは、支援の必要な子どもの受入れについて、通園の保障に関してご意見いただいているものと思います。

例えば、通園バスも1つの手段として考えられますが、かなりの財政負担が生じることも事実です。

1点確認ですが、支援の必要な子どもの市立総合通園センターへの通所方法はいかがでしょうか。ご教示いただけますか。

多くの場合、保護者が送迎されているものと思いますが、放課後デイサービスや児童発達支援の事業所によっては、送迎サービスを実施している民間事業所もあります。

【松本人権教育課長】

市立総合通園センターでは、基本的には保護者が送迎されています。岸和田駅近くに立地しており、駐車場も完備されているものと思います。

【ト田会長】

現時点では、市として支援の必要な子どもを送迎する仕組みはないようですので、附帯意見として入れるかどうか、考えていいかもしれません。

公立幼稚園で通園バスが設置されている場合、バスは自治体が所有し、業務委託で地域の交通会社からドライバーを確保しているという事例もあります。この場合は、朝と昼の通園時間帯だけ通園バスが稼働していることとなります。他に、バスそのものを借り上げるという手法もありますが、園児用のバスとは少し仕様が異なることから、難しさもあるかもしれません。

また、民間園の場合は、通園バスの設置について民間園同士で協定や申し合わせがなされている場合もあります。例えば、自園の前に他園の通園バスを停車させないでほしいといった事例があります。

岸和田市においては、民間園との申し合わせ事項等はございますか。

○柿花総務課長

岸和田市内に設置されている民間幼稚園の通園バスを見かけることはありますが、通園バスの運用に関して岸和田市教育委員会と民間幼稚園における特段の調整はございません。

○ト田課長

附帯意見の内容について、委員の皆さま、いかがでしょうか。

【河合委員】

どの範囲まで附帯意見の内容とするのかについては慎重な判断が必要になるものと思います。

例えばバスの場合、閉園基準が10人未満であったとしても、園によっては、園児が3人、4人という状況もあります。その中で、仮に、車で送迎できる家庭があって、送迎距離が伸びることについて甘受いただくこととなれば、交通手段の確保が必要な園児は1人や2人になる場合も考えられます。その際には、通園バスが適切なのか或いはタクシーのような手段で代替可能なのかどうか、議論が必要になると思います。

以前の報道で、バスの車内に園児が取り残されるという事故があったことを記憶しています。近隣の幼稚園と連携して通園バスを設置することも考えられますが、複数の園で運用する場合には、子どもの安全確保の手法についても課題があるものと思います。岸和田市でも交通系の部署との連携や、議会での議論も必要になるものと思います。

通園バスの設置等について一律に検討や実施を図り調整を要することが原因と

なって、子どもが集団で教育を受ける機会を極端に制限することとなれば、本来の趣旨から逸れることにならないか懸念しています。

一方で、これまでの議論にもあったとおり、支援を必要とする子どもの受入れの確保については、議論が必要で、附帯意見として入れるべきであると思います。

本会で個別事項まで決定していくことは難しいものと思いますが、行政が判断される際の個別事情の考慮については触れておく必要があるものと思います。

【ト田会長】

非常に的確にご意見いただいたと思います。

これまでの委員の皆さまからは、1点目の幼稚園の閉園にともなうアクセスの課題や空白地域への配慮を行うことについては、特に、1号認定の子どもが、公立園にアクセスできるということを考慮した基準の取扱いをするということ。その場合のアクセスの課題については、状況に応じて、不利にならないように考慮してもらいたいということ。特に支援の必要な子どもの園へのアクセスについては、市として一定の配慮について検討していただきたいということをご意見としていただいています。

2点目の支援の必要な園児の受入れについては、民間園での受入れに対する支援を推進することと同時に、公立園の役割として公立園で教育を望む支援の必要な子どもの受入れについて、一定考慮していくことをご意見としていただいています。

附帯意見の方針としては、このように整理できるものと思います。

【河合委員】

後段の支援の必要な園児の受入れにつきましては、ト田会長がおっしゃられたとおりだと思います。

先日の説明でもありましたとおり、いろいろな研修も通じて民間園での受入れ環境の整備に取り組んでいることが前提にありますので、民間園で受入れてもらえるなら差支えない保護者もいると思います。一方で、公立園を希望される保護者もいると思います。

そのため、支援の必要な子どもを公立園に預けたいという保護者のニーズをすべて聞くのは難しいかもしれませんが一定の配慮が必要であると思います。

支援の必要な園児の受入れにおける教育委員会の考え方として、「公立園での受入れとともに」と示されておりますが、受入れ方も含めて考慮が必要であると思います。

繰り返しになりますが、附帯意見とする内容については慎重な判断が必要になるものと思います。

アクセスも含めて、車があるから多少遠くても大丈夫といった方については、あ

る程度、保護者にご対応いただく必要はあるものと思います。一方で、どうしても難しいことについては、一定配慮するような示し方になるものと思います。

【ト田会長】

前半でお話いただいていた民間園での受入れに関しては、実際にできる園もあります。ただ、民間園によって保育方針が異なりますので、実際に受入れできる園に限りがあるのは事実です。一方で、積極的に受入れている民間園もあります。公立園が4・5歳児だけを受入れている地域において、3歳児から通えて、支援が必要な子どもを受入れている民間園では、申込が集中する場合もあり、かなり高い専門性を持っていることもあります。

現状では、状況把握に努めながら公立園での受入れについて一定考慮していくとともに、民間園での受入れに対する支援を推進するという内容にしていく必要があるものと思います。

【金崎委員】

委員の皆さまと同じ意見です。

保護者としては、民間園の受入れ体制がさらに整えられると安心します。

一方で、アクセスの課題については不安です。支援の必要な子どもが、通園において、どれだけの距離や時間の乗車が可能なのかは子どもによっても異なるものと思います。天候等によっては、通園にさらに時間を要することも考えられます。

通園可能な範囲については個別事情にもよると思いますので、一定の考慮は必要であると思います。

【ト田会長】

個別一律の対応ではなく、状況に応じて、丁寧な相談の上で、考えていくような趣旨を加えていく必要はあるかもしれません。

【永野副会長】

多くの保護者にとってはアクセスの課題が気になる場所であると思います。

現在は共働きの家庭もたくさんありますので、車で送迎している保護者もいると思います。他自治体では、通園バスが巡回し、1つの園に集約していく事例もあります。

ト田会長がおっしゃられたように、支援の必要な子どもの受入れに力を入れている民間園では、支援の必要な子どもが集まり、入園できない状況が発生している事例もあります。

民間園における受入れ体制が整備されれば、支援の必要な子どもの受入れについ

でも解決できるものと思います。

【ト田会長】

アクセスの課題、空白地域への配慮、支援の必要な園児の受入れについては、いただいたご意見をもとに、次回の会議までに整理して、提示させていただきたいと思います。

これまでの議論からは、先ほどの3点に集約されてくるものと思いますが、附帯意見とする内容について、他にお気づきの点はございますか。いかがでしょうか。

附帯意見とは別になりますが、他の観点としては、公立園の魅力の発信が考えられます。公立園では、子どもの基本的な日常生活を大事に教育・保育を実践されています。目立って保護者を引き付けやすい何かがあるわけではないのですが、本質的には非常に大事な内容です。これまでに十分に実施され、努力されていることは承知をしていますが、公立園が実践し、積み上げられている教育・保育を存じていますので、公立園の魅力の発信については期待をしていることを申し上げたいと思います。

最後に、答申内容についてあらためて確認をいたします。

概ねこれまでの議論で、諮問に対する本会の答申内容は整理できました。特に、閉園基準の適用については原則であることについては、本日確認がされたものと思います。

また、附帯意見とする課題点の取扱いについては、先ほど整理させていただいたとおりです。

そのため、今回は、委員の皆さまからいただいたご意見を私の方で整理しまして、教育委員会とも相談しながら答申としてまとめたものを、次回の審議会において皆さまにご確認をいただき、最終調整をした上で、教育委員会に答申したいと思いません。よろしいでしょうか。

(委員賛同)

【ト田会長】

ありがとうございます。今回はそのような進捗に努めたいと思います。

地域に大事にされてきた園の閉園基準を検討していくことは、我々にとっても苦しい仕事ではありますが、子ども達がより良い環境の中で園生活を送り、育ていくためには、どうしても必要なことであることから議論をしてきましたので、その辺りを踏まえまして、答申については整理したいと思います。

次に、議題2. その他につきまして事務局から何かございますか。

(2 その他について事務局説明)

以上で 本日予定していた議題は全て終わりました。

委員の皆さま、ご協力、ありがとうございました。これにて、第4回岸和田市立幼稚園閉園基準等検討審議会を閉会といたします。

本会議録に相違ないことを認め署名する。

会 長

副 会 長

署名委員
